

山梨県公報

第十七号

令和元年

七月四日

木曜日

目次

○山梨県登山の安全の確保に関する条例第六条第六項に基づく安全登山推進重点区域の指定	一四三
○家畜伝染病の発生	一四三
○使用料の徴収事務の委託	一四三
○公共測量の終了	一四三
○公共測量の実施	一四四

告示

山梨県告示第三十九号

山梨県登山の安全の確保に関する条例(平成二十九年山梨県条例第三十号)第六条第六項の規定により、安全登山推進区域の区域内に安全登山推進重点区域を次のとおり指定する。

令和元年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 富士山安全登山推進重点区域
1 安全登山推進重点区域の名称 富士山安全登山推進重点区域
2 安全登山推進重点区域の区域 安全登山推進区域の指定(平成三十年山梨県告示第二百三十二号。以下「告示」という。)一、二に掲げる区域のうち標高三千メートル以上の土地の区域
- 八ヶ岳安全登山推進重点区域
1 安全登山推進重点区域の名称 八ヶ岳安全登山推進重点区域
2 安全登山推進重点区域の区域 告示二、二に掲げる区域
- 南アルプス安全登山推進重点区域
1 安全登山推進重点区域の名称 南アルプス安全登山推進重点区域

2 安全登山推進重点区域の区域 告示三、二に掲げる区域

山梨県告示第四十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和元年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和元年六月二十六日

公告

● 使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和元年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 委託の相手方 甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会
- 委託に係る使用料 山梨県立国際交流センターの使用料
- 委託の期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 測量の地域 北杜市長坂町長坂上条地内(県道長坂高根線)
- 測量の期間 平成三十一年三月二十日から令和元年六月二十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（UAVレーザ測量（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡早川町内
- 三 測量の期間 令和元年七月一日から同年八月三十日まで